

平成 2 5 年度秋田市障がい者総合支援協議会児童部会の総括について

部 会：秋田市障がい者総合支援協議会児童部会
部会長：秋田市障がい者総合支援協議会児童部会会長
委 員：秋田市障がい者総合支援協議会児童部会委員

1 平成 2 5 年度の目指すべき方向性と課題について

(1) 協議の方向性

平成 2 5 年度の児童部会における目指すべき方向性は次のとおりであった。

障がい児に係る育成環境の整備を図るため、秋田市内での障がい児の療育・相談機関や親の会等により、以下に掲げる課題に取り組むもの

- ① 18歳未満の障がい児の生活課題に特化した課題整理と検討
- ② 困難事例の協議
- ③ 障がい児の育成に当たっての社会資源の検証と開発

(2) 協議内容

(1)に掲げる目指すべき方向性を踏まえ、次の課題について協議を行うこととした。

部会発足初年度であることから、まずは育成環境の整備のための課題についての情報共有と整理を図るもの

- ① 各関係機関における現状認識についての確認と情報共有
- ② 同様に目指すべき目的の確認と共有
- ③ 育成環境の整備を阻む課題についての整理
- ④ 課題解決に向けての方向性の確認と施策の検討

2 協議の方法について

今年度については、支援内容ごとにより具体的な協議を進めるため、協議の方法については、次に掲げる方法のとおり行うこととした。

- ① 運営会議の開催

「協議会」で協議のあった課題等について情報共有を図り、「部会」でのスムーズな運営を行うための準備やその方法等について確認または協議をするため「運営会議」を必要に応じて開催する。

② 部会の開催

協議会からの課題検討の依頼のあった内容や各部会の判断により独自に協議が必要と判断した事項について協議を行うため、必要に応じて開催する。

3 協議の経緯について（○：運営会議 □：部会 △：合同部会）

○H25.8.20(火) 第1回 運営会議 第二委員会室 PM1:30～3:00

・出席者：斎藤委員、平野委員、岩本委員、事務局（障がい福祉課から2名、健康管理課から1名）

・主な協議内容等

① 第1回合同部会の進め方について

△H25.8.22(木) 第1回 合同部会 第二委員会室 PM1:30～3:30

・出席者：斎藤委員、平野委員、岩本委員、宮野佳代子代理（斎藤行正委員代理）、畠山委員、小野寺委員、牧野委員、菱川委員、加賀谷亨委員、澤井委員、事務局（障がい福祉課から3名、健康管理課から1名）

・主な協議内容等

① 全体会議

ア) 秋田市地域自立支援協議会設置・運営要綱の改正

イ) 秋田市障がい者総合支援協議会各部会の運営方法・構成案について

② 各部会個別会議

ア) 部会長および事務担当の互選について

イ) 追加する委員について

ウ) 目指すべき方向性と25年度の課題についての確認

エ) 今後のスケジュールについて

□H25.11.1(金) 第1回 部会 議会棟第4委員会室 PM1:30～3:30

・出席者：小野寺委員（部会長）、斎藤委員、澤井委員、嶋田委員、小田内委員、中野委員、事務局（障がい福祉課2名）

・主な協議内容等

① 在宅生活している18歳未満の障がい児の家族への支援・生活課題に関する委員へのアンケート内容の報告と分析について

□H25.12.3(火) 第2回 部会 研修棟第5研修室 AM10:00～12:00

・出席者：小野寺委員（部会長）、斎藤委員、嶋田委員、小田内委員、中野委員

- ・主な協議内容等
 - ① 第1回部会の要旨の確認
 - ② アンケート調査内容の分析
 - ③ 子育てに関する情報の小冊子作成について

□H25.12.17(火) 第3回 部会 議会棟第5委員会室 AM10:00～12:00

・出席者：小野寺委員（部会長）、齋藤委員、澤井委員、嶋田委員、小田内委員、中野委員、富田委員

- ・主な協議内容等
 - ① アンケート調査内容の分析（支援ステージごとに分類しての協議）
 - （ア）就学前について
 - （イ）就学中について
 - （ウ）卒業後に関すること
 - （エ）制度等に関すること
 - ② オリブ園からの報告について
 - ③ 子育てに関する情報の小冊子について
 - ④ 協議会への提言について

□H25.1.14(火) 第4回 部会 研修棟第5研修室 AM10:00～12:00

・出席者：小野寺委員（部会長）、齋藤委員、澤井委員、嶋田委員、小田内委員、中野委員、富田委員

- ・主な協議内容等
 - ① アンケート調査内容の分析（支援ステージごとに分類しての協議）
 - （ア）看護師の配置について
 - ② 子育てに関する情報の小冊子について

□H25.2.4(火) 第5回 部会 山王別館第2会議室 AM11:00～12:00

・出席者：小野寺委員（部会長）、齋藤委員、澤井委員、嶋田委員、小田内委員、中野委員、富田委員

- ・主な協議内容等
 - ① 要旨の確認
 - ② 協議会への提言骨子（案）について

4 協議結果：協議の成果と今後の検討課題について

本部会は、今年度から組織された部会でもあったことから、別紙様式(【資料4 資料】)により、「障がい児に係る生活課題等に関するアンケート調査」を部会委員が所属する各事業所に対して行い、集約して分析検討を加えることで、部会として協議すべき事項の方向性を見出していくこととした。

また、第1回の部会の際に各委員からは、今までこのように障がい児に関わる事業所が集まり協議する機会がなかったため、各事業所の状況等を共有し、新鮮な形で情報交換が出来たこととは非常に有意義であり、今後も、引き続き連携を図って行きたいと継続した部会開催への期待感が述べられた。

(1) 18歳未満の障がい児の生活課題に特化した課題整理と検討について

① 協議の成果

- ア) 兄弟姉妹への説明の難しさと、兄弟姉妹が自分の悩みを打ち明けられずにいる実態があり、兄弟姉妹への支援の大切さを確認した。
- イ) 母親の障がいの受容と、子供の障がいについて、対外的に話せるようになるまでの支援の大切さを共有した。
- ウ) 同じ家族として、祖父母の障がいに対する意識と共通理解の難しさを確認し、共有を図った。
- エ) 医療を必要とする障がい児に対する短期入所の受入先が限られている実態を認識し、共有を図った。

② 今後の検討課題

- ア) 放課後の受入先の拡大と確保。
- イ) 放課後等児童デイサービスに望むニーズと支援内容が変化してきている実態への対応。
- ウ) 就学前から高等部に至るまで、医療ケアの必要な児童に対する受入施設が少なく、その確保についての検討
- エ) 短期入所の利用にあたっては、事前の受診(カルテの作成)が必要であったりなど、利用施設により手順が異なることから、保護者が利用したい時にすぐに利用することができるようにその利用方法などの検討。

(2) 困難事例の協議について

① 協議の成果

就学前は、早期発見の難しさや高機能の発達障がい児への療育の難しさがあることを共有した。

② 今後の検討課題

グループ（チーム）対応をしている施設が1か所あるが、そういった体制で受入れが可能となるよう受入先の確保・拡大を図るための手法等について検討。

(3) 障がい児の育成に当たっての社会資源の検証と開発について

① 協議の成果

ア) 障がい児支援にかかるサービス(制度や支援内容)などの情報が保護者に行き届いていない現状を共有した。

イ) 特別支援学校と普通学校の特別支援学級では、サービス(制度や支援内容)の認知度に差がある現状を共有した。

ウ) 卒業が近くなると、情報収集したり、サービス利用にかかる申請書をホームページからダウンロードしたいが、掲載場所が分かりにくいなどといった意見があることの情報共有を図った。

② 今後の検討課題

ア) 障がい児の生活支援を図る観点から、ライフステージに応じての入口となる相談窓口や、利用目的にあった支援機関や事業所を分かりやすく解説した小冊子(パンフレット)等を作成していくことを検討する。

ex.)

<相談の窓口>

| 相談機関 | 乳幼児期 | | | 学齢期 | | | 成人期 | | |
|--------------|------|--|--|-----|--|--|-----|--|--|
| 児童相談所 | | | | | | | | | |
| 秋田県立医療療育センター | | | | | | | | | |
| 秋田市子ども未来センター | | | | | | | | | |
| 保健所 | | | | | | | | | |
| 〇〇事業所 | | | | | | | | | |

イ) インターネットをより活用できるように、関係情報誌へのリンクなど分かりやすくする必要がある。また、「障がい」ということばに敏感な時期でも、スムーズに検索できるように、「子育て」や「困りごと」などの用語から枝分かれしながら、必要な情報を引き出せるようにホームページの作成方法などを工夫する。

ウ) 事業所等の利用については、保護者同士の情報交換等により、その利用が増えてきているが、特別支援学級等にも、事業所パンフレットを配布したり、積極的に制度や資源の情報提供をするよう、その手法について、検討する必要がある。

5 今後の部会での協議等について

- (1) 短時間でも、医療ケアが可能で、家族と離れて過ごせる場所の確保について
放課後等児童デイサービス事業所等への看護師の派遣体制の手法等について検討していきたい。
- (2) 障がい福祉サービス事業を提供している事業所間の送迎にかかる体制の確保について
サービス利用の連続性を確保する観点から、市独自の新たな障がい福祉サービス事業所間の送迎や、各事業所が所有する送迎車の有効的な活用方法（各事業所の送迎時間以外の時間帯での利用等）など事業所間送迎にかかる体制の在り方について、検討していきたい。
- (3) 母子通園以外の時間帯で、利用できる支援体制の整備について
母子一緒の通園ではなく、母親も子どもから離れて買い物などができ、お子さんも母親から離れて遊ぶ(過ごす)ことのできる居場所の確保について、検討していきたい。
- (4) 常に見守りの必要な多動な子どもが、家庭外とのつながりがもてる支援体制の整備について
多動な子どもについて、単に預かる(見守る)だけではなく、障がいの特性に応じて、療育や発達にかかる支援も可能となるよう場所の確保等について検討していきたい。